

山鹿市過疎地域持続的発展計画(素案)
(令和8年度～令和12年度)

熊 本 県 山 鹿 市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	8
(3)	計画	8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	9
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	11
(3)	計画	15
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	18
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	19
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	2 5
(2)	その対策	2 8
(3)	計画	3 1
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 3
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 3
(2)	その対策	3 5
(3)	計画	3 8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 9
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	4 0
(3)	計画	4 0
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 1
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	4 1
(2)	その対策	4 2
(3)	計画	4 3
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 5
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	4 5
(2)	その対策	4 5
(3)	計画	4 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 6
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	4 6
(2)	その対策	4 7
(3)	計画	4 8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 8

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点 49
- (2) その対策 49
- (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 49

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

- 一覧（再掲） 49

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的経済的諸条件

山鹿市は、平成 17 年 1 月 15 日に 1 市 4 町(山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町)が合併して発足した。面積は 299.69 km²、人口は 49,025 人、世帯数は 19,085 世帯(令和 2 年国勢調査)である。

本市は、熊本県の北部に位置し、北は福岡県と大分県、東は菊池市、南は熊本市と玉東町、西は和水町に接している。菊池川右岸の段丘台地には市街地が広がり、幹線道路網は、この市街地を中心に放射線状に発達しており、広域及び圏域交通の拠点となっている。

本市の北部は緑豊かな山林に覆われ、ここに源をなす岩野川や上内田川などが周辺の田畑を潤しながら菊池川に注いでいる。一方、南部は沖積平野の水田が広がり、古くから稲作が盛んな地域となっている。

また、全国一の数を誇る装飾古墳群や古代の山城跡である鞠智城跡のほか、国指定重要文化財の芝居小屋である「八千代座」や、和紙と少量の糊だけで作られている国指定伝統的工芸品の「山鹿灯籠」など、多くの貴重な歴史的文化遺産がある。さらに、良質な温泉を多数の地域に有しており、全国屈指の湧出量を誇る。くわえて、西日本一の生産量を誇る和栗の産地であり、官民連携による様々な取組の成果として、大きな交流人口や経済効果を生みだしている。

イ 過疎の状況

合併前の鹿北町、菊鹿町及び鹿央町の 3 町が過疎地域指定であったため、合併市町村の特例措置により、本市全域が「みなし過疎地域」の指定を受けている。

本市においては、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、中心市街地の活性化を図る一方で、過疎地域の生活環境の整備や基幹産業である農林業の振興を図るために、基幹道路網や生産基盤の整備、新たな雇用創出と地域資源の磨き上げを進め、地域の均衡ある発展を目指した取組を行ってきた。

しかしながら、過疎地域はもちろんのこと中心市街地を含む本市全域において人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるに至らず、将来的には集落機能の維持が困難な地域が増えることが予想される。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市における産業従事者数は年々減少傾向にあり、本市の基幹産業である農林業や観光業は人口減少と高齢化の影響を強く受けている。農林業では担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の拡大や地域ブランド力の低下が懸念されるほか、観光業においても、

働き手不足や消費人口の縮小が市場規模の維持を困難にし、地域経済の縮小リスクを高めている。

一方、本市は、豊かな自然、歴史・文化遺産に恵まれるとともに、多くの農林産物や森林資源、観光資源を有しており、熊本市や福岡都市圏にも比較的近く、東西南北に幹線道路が通るなど地理的条件にも恵まれている。

これらの好条件を生かし、農林業の生産能力の向上はもとより、産官学金の連携による産業の創出や育成、魅力あるしごとの創出、地域や学校等との連携による人づくりのほか、企業誘致による雇用の創出など、「第3次山鹿市総合計画(第3期山鹿市総合戦略を含む)」に掲げる地方創生の取組を着実に推進し、人口減少の抑制と地域経済・社会の持続的な発展を図る。

また、少子高齢化と過疎化に対しては、交流人口・関係人口の創出や拡大、移住定住の促進を図り、結婚・出産・子育てなどの支援、住環境の整備、地域力の向上に向けた施策に重点的に取り組む。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和55年は62,839人であったが減少を続け、令和2年には49,025人となっている。

自然増減の推移は、平成4年までは自然増となっていたが、平成5年以降は自然減に転じ、減少幅は年々拡大している。

また、社会増減の推移については、昭和58年以降、転出数が転入数を上回る状況が続いている。年齢別の人口移動の状況を見ると、15歳から24歳までの区分での転出が極めて多く、就学・就職が理由だと推測される。

年齢別人口構成は、年少人口(0歳から14歳まで)及び生産年齢人口(15歳から64歳まで)については減少が進んでいる。特に若年層(15歳から29歳まで)の人口減少が著しく、昭和55年度は18.5%だった若年者比率は、令和2年度には10.5%まで低下している。

一方、高齢人口(65歳以上)は年々増加しており、令和2年における高齢化率は37.9%に達し、超高齢社会となっている。今後更に少子高齢化の傾向が強くなれば、地域産業を支える現役世代への負担が更に大きくなることが予想される。

就業者人口については、平成17年は28,737人だったが、令和2年には4,355人減少し、24,382人となっている。

産業分類別人口比率については、第一次・第二次産業は減少傾向にあるが、第三次産業は増加傾向にあり、就業形態が著しく変化している。

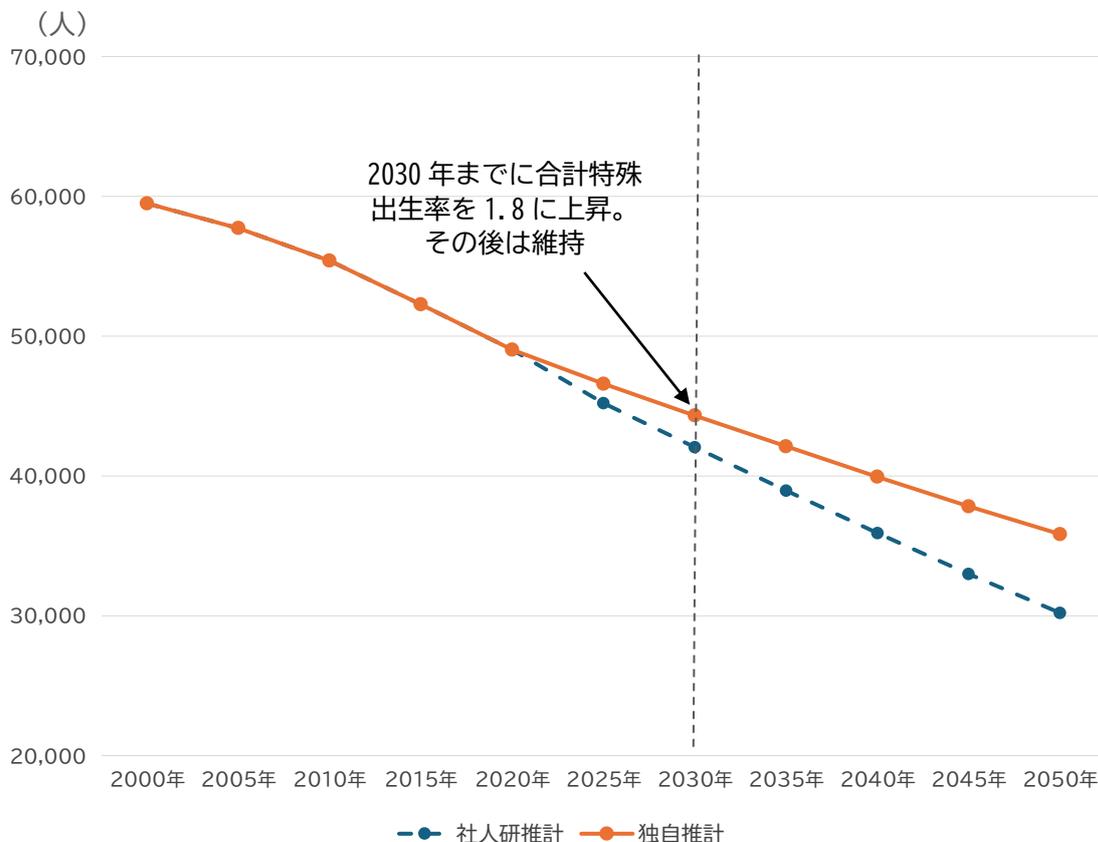
表 1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 62,839		人 62,150	% △ 1.1	人 60,991	% △ 1.9	人 59,491	% △ 2.5
0 歳～14 歳	13,030		11,642	△10.7	10,356	△11.0	8,911	△14.0
15 歳～64 歳	40,451		38,522	△ 4.8	36,751	△ 4.6	34,945	△ 4.9
うち 15 歳 ～29 歳(a)	11,640		9,309	△20.0	9,175	△ 1.4	8,973	△ 2.2
65 歳以上 (b)	9,358		11,922	27.4	13,884	16.5	15,635	12.6
(a)/総数 若年者比率	% 18.5		% 15.0	—	% 15.0	—	% 15.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.9		% 19.2	—	% 22.8	—	% 26.3	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 57,726	% △ 3.0	人 55,391	% △ 4.0	人 52,264	% △ 5.6	人 49,025	% △ 6.2
0 歳～14 歳	7,774	△12.8	6,882	△11.5	6,332	△ 8.0	5,867	△ 7.3
15 歳～64 歳	33,157	△ 5.1	31,217	△ 5.9	27,848	△10.8	24,416	△12.3
うち 15 歳 ～29 歳(a)	8,298	△ 7.5	7,327	△11.7	6,211	△15.2	5,168	△16.8
65 歳以上 (b)	16,696	6.8	17,125	2.6	18,054	5.4	18,601	3.0
(a)/総数 若年者比率	% 14.4	—	% 13.2	—	% 11.9	—	% 10.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 28.9	—	% 30.9	—	% 34.5	—	% 37.9	—

※総数には年齢不詳を含んでおり、各年齢層の人口の合計とは一致しない場合がある。

表 1-1(2)人口の見通し(山鹿市長期人口ビジョンより)



※実線は山鹿市長期人口ビジョンにて本市が目指す将来展望の人口予測。破線は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が推計した本市の人口予測。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

人口減少や少子高齢化、過疎化といった本市が抱える構造的課題に的確に対応するためには、「第3次山鹿市総合計画」に掲げる政策の着実な推進と行政運営の更なる効率化の両立が不可欠となっている。

このような中、将来を見据えた持続可能な行政運営の在り方として、広域連携や民間活力の活用、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を進めるとともに、簡素な行政組織の構築に努めている。また、職員数については、定員適正化計画の削減目標を達成し、令和7年度からは定員管理指標により状況に即した適正人員の配置を進めている。

公共施設については、人口減少・少子高齢化や社会的ニーズの変化を踏まえ「山鹿市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の規模や機能、配置などの適正化に努めつつ、施設の売却等を推進し、行政経営環境の整備に取り組んでいる。

イ 財政の状況

財政健全化法に定める主な財政指標がおおむね適正値を示す一方、財政基盤の強さを示す財政力指数が 0.34 前後、経常収支比率が 99.0%(令和 6 年度実績)を計上し、自主財源の乏しさ、財政基盤の脆弱さは改善されず、財政は硬直化している。

人口減少・少子高齢化により、今後一般財源の確保が厳しさを増すことが見込まれる。くわえて、膨らみ続ける社会保障費や物価・金利の上昇に伴う物件費、人件費及び公債費の高騰により、一層厳しい財政運営を強いられることが予想される。

将来世代へ負担を先送りすることなく、財源の確保と安定的な財政運営が図れるよう、持続可能な財政基盤の確立を目指す必要があり、限られた経営資源を効率的、効果的に活用した「選択と集中」による予算配分により、本市が抱える政策課題の解決と財政基盤の両立に努めなければならない。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(千円)

区分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	31,463,959	37,846,852	37,488,947
一般財源	18,928,655	18,028,673	19,735,109
国庫支出金	3,772,271	10,414,342	5,050,010
都道府県支出金	2,358,095	2,513,252	2,888,302
地方債	3,137,000	3,165,600	3,755,700
うち過疎対策事業債	565,400	1,117,300	1,456,300
その他	3,267,938	3,724,985	6,059,826
歳出総額 B	29,709,396	36,107,377	34,352,349
義務的経費	14,398,740	14,719,342	16,793,699
投資的経費	4,013,694	4,406,384	2,825,987
うち普通建設事業	3,778,840	3,446,231	2,547,224
その他	11,296,962	16,981,651	14,732,663
Bのうち過疎対策事業費	636,932	1,490,339	1,844,894
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,754,563	1,739,475	3,136,598
翌年度へ繰越すべき財源 D	95,046	497,600	175,702
実質収支 C-D	1,659,517	1,241,875	2,960,896
財政力指数	0.33	0.34	0.34
公債費負担比率(%)	16.2	16.7	17.3
実質公債費比率(%)	8.5	9.5	9.4
経常収支比率(%)	90.4	98.7	99.0
将来負担比率(%)	13.1	—	—
地方債現在高	34,593,800	33,939,705	30,555,684

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	52.8	61.7	65.9	66	66.1
舗 装 率 (%)	84.9	89.5	95.9	96.1	96.2
農 道					
延 長 (m)	—	—	448,764	460,603	467,277
耕地1ha 当たり農道 延長(m)	85.3	85.8	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	136,511	140,605	140,035
林野1ha 当たり林道 延長(m)	21.5	15.9	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	57.1	59.0	59.4	63.0	64.9
水 洗 化 率 (%)	—	39	86.6	88.4	90.7
人口千人 当たり病 院、診療所の病床数 (床)※	20	20	19	21	20

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、行政運営の基本方針となる「第 3 次山鹿市総合計画」において、本市が目指す未来ビジョンを「ずっと住みたい健幸都市やまが」と定め、ビジョン実現に向けて、市民、企業、団体及び行政がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携協力しながら、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組んでいる。

これにより、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力ある地域社会の形成に向け、産業の育成や雇用の創出、結婚や子育て、就業の支援などを一体的に推進しながら持続可能なまちを目指すこととしている。

まず、地域を支え将来を担う人材を育成し、資源を活用した産業の振興と雇用の創出を図るとともに、地域の活性化と多様な雇用機会を提供し、子育て支援や教育環境の充実に重点的に取り組み、若年者の定住促進を図る。

また、市域全体の一体的な発展に向け、山鹿地域、鹿北地域、菊鹿地域、鹿本地域及び鹿央地域の 5 つの地域が相互に補完し合いながら、移住定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保することで、各地域における集落生活圏を維持する。

過疎化が著しい農村地域や中山間地域では、更なる人口減少や高齢化が懸念され、

地域における集落機能や社会活動の低下が深刻な課題となっているが、伝統文化や自然環境など本市固有の資源が残り、農産物等の主たる供給地であるほか、水源のかん養、土砂災害防止など多面的で重要な公益的機能を果たしていることから、当該地域が担う役割を維持保全し、地域住民がいきいきと暮らし続けられる持続可能な社会を形成する必要がある。

本計画では、本市の未来ビジョンの実現に向けた「第 3 次山鹿市総合計画」に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた取組を実施することにより、市民一人一人が地域固有の文化、役割を実感し、認識することで、地域への誇りと愛着を感じることができる、活力に満ちた地域社会の構築を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標は以下のとおりとする。

基本目標	基準値 (令和 6 年度)	中間目標値 (令和 10 年度)	最終目標値 (令和 12 年度)
人口	46,186 人	45,251 人	44,317 人

※人口の基準値については令和 6 年度版熊本県推計人口結果報告(年報)にて設定。

(6) 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況については、中間評価(令和 8 年度～令和 10 年度)と最終評価(令和 8 年度～令和 12 年度)を実施するものとし、「第 3 次山鹿市総合計画」の検証及び本計画の事業実施状況に応じて、過疎地域の持続的発展に必要な対策の追加や見直しを行い、必要に応じて本計画の改訂を行うとともに、基本目標に係る達成状況の評価を公表することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に係る公共施設等の整備については、山鹿市公共施設等総合管理計画と適合するものとし、次の基本理念に基づき公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進し、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

【基本理念】

- 公共施設等の質と量の最適化
- 効率・経済的な管理・更新方法の確立
- インフラの機能発揮と施設の有効活用

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の進展は、集落機能の低下を招き、地域活動の維持などが困難となることで、住民自治機能が十分に発揮できなくなる可能性がある。このため、移住・定住希望者等の受入支援体制の充実や情報発信の強化、さらには地域と関わりを持つ交流人口・関係人口の創出や拡大を推進するための継続的な取組が必要である。

また、定住人口の増加を目的として実施した住宅用地整備に係る調査において、本市中心部の小学校校区に住宅ニーズが集中しているが、住宅用地の不足を要因とした市外への転出が生じているとの指摘もあっている。

さらに、地域課題の解決に取り組む人材を育成することで、持続可能な地域社会の形成を目指す必要がある。

(2) その対策

移住定住の促進を図るため、移住等に関する相談窓口の設置や専用ホームページによる情報発信の強化のほか、空き家バンク制度による住宅活用の支援、お試し住宅による生活体験の提供、地域おこし協力隊の活用など、民間事業者と連携しながら、受入支援体制の充実に努める。また、住環境整備費の助成や独身男女を応援する結婚支援を推進し、移住・定住に向けた施策等の充実に努める。

あわせて、新たに住宅用地の整備に取り組む民間事業者等を支援することで、宅地整備を促進し、良好な住環境の形成に結び付けることにより定住人口の増加を図っていく。

また、地域づくり、国際・地域間交流に主体的に取り組む団体への支援や、地域課題の解決にビジネスの視点をもって取り組む人材の育成等を通じて、持続可能な地域社会を形成するとともに、これらの人材や取組を起点とした交流人口・関係人口の創出により地域への人の流れを促進させる。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住定住支援事業 結婚支援事業	山鹿市 山鹿市	

		地域おこし協力隊	山鹿市	
		住宅用地整備促進事業	山鹿市	
	地域間交流	国際・地域間交流事業	民間団体	
	人材育成	やまが未来創造塾事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の基幹産業である農業は、中山間地では、タケノコ・クリ・茶のほか米・肉用牛・野菜等の複合経営により地域の特性や地域資源を活かした農業経営を行い、平地では、スイカ・メロン・その他の野菜等を中心とした施設園芸や米・麦・大豆を主として展開している。

令和 2 年農林業センサス調査によると、農家数及び基幹的農業従事者数は、県内の約 6.4%を占め、農家数は 3,090 戸で、平成 27 年と比較すると 539 戸(約 14.9%)減少している。基幹的農業従事者数も 2,966 人となっており、889 人(約 23.1%)減少している。

農業従事者の高齢化や担い手の減少はさらに深刻化しており、それに伴う耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大、近年の異常気象による収量低下や資材等の高騰など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農家経営は不安定な要素を抱えている。

イ 林業

本市は森林に恵まれており、総面積 29,969ha のうち森林面積が 15,429ha で、全体の 51.4%を占めている。

民有林面積は、13,440ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 9,432ha、天然林の面積は 2,948ha となっている。

これらの森林のうち標準伐期齢を過ぎたスギ・ヒノキの面積は約 7 割を占め、今後森林の持つ多面的機能を維持しつつ、計画的な伐採を進めていく必要がある。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の高齢化や労働力不足に加え、森林の所有形態が小規模分散型であること、不在所有者が増加していることなどにより、林業生産活動が停滞し、間伐等の保育施策が適正に実施されない森林が増加している。

また、特用林産物についても、古くからタケノコ・シイタケを中心に多品目が生産され、

県下有数の生産地として知られているが、従事者の高齢化・後継者不足が課題となっている。

ウ 商業

令和3年経済センサス活動調査によると、卸売・小売業の事業所数は487事業所、従業者数2,918人、年間商品販売額644億9,200万円となっている。

平成28年経済センサス活動調査では、卸売・小売業の事業所数は497事業所、従業者数2,951人、年間商品販売額617億6,800万円となっており、全体として事業所数と従業者数が減少している一方で、年間商品販売額は増加している。

市内小規模事業者を取り巻く環境は、大規模チェーン店の進出やオンラインショッピングの普及といった外的要因により、厳しさを増している。また、地域コミュニティの弱体化の影響もあり、商店街が地域の中心的な役割を十分に果たすことが困難な状況となっている。その結果、個性や特色のある店舗が減少し、商店街の魅力が低下しつつある。

さらに、経営者の高齢化や後継者不足といった内部的な課題も深刻化しており、後継者の不在を理由とした廃業も増加している。これに伴い、店舗改装や設備更新などの将来を見据えた投資も進みにくい状況にある。くわえて、商店街活動を支える担い手の減少が、組織力や賑わいの低下を招くことも懸念される。

また、廃業や撤退によって既存の事業者が減少することは、商工団体の会員数の減少にも直結し、商工団体の組織基盤が弱体化することで、地域経済を支える活動や支援策の実施に対する制約が生じることが懸念される。

エ 工業・企業誘致

本市における工業の現況は、令和2年経済構造実態調査(うち製造業事業所調査)によると、事業所数95事業所、従業者数2,901人、製造品出荷額770億2,297万円である。

新たな企業進出は、地域経済への高い波及効果が期待されるとともに、雇用創出に伴う若い世代の地域定着や家族も含めた転入者の増加など、人口減少の抑制にも非常に有効な手段であるため、約40年ぶりに工業団地整備に着手している。この工業団地をはじめとした市内への企業誘致を進めるため、熊本県や周辺自治体、関係団体等との連携を深めながら企業や業界の情報を収集するとともに誘致ターゲットの選定を進め、誘致活動を強化する必要がある。

また、近隣地域への企業集積等に伴い、市外への人材流出が課題となっているため、人材の地域内定着を促す取組を進める必要がある。

さらに、既立地企業の支援やフォローアップを徹底し、更なる投資の呼び込みや拠点化による撤退防止を図ることも重要である。

オ 観光・レクリエーション

本市は歴史文化、自然環境、温泉のほか伝統ある郷土芸能など、多種多彩で豊富な観光資源を有している。近年は動画や SNS を利用した誘客宣伝を行うとともに、観光施設の改修やソフト面の助成のほか、主にスポーツ分野のコンベンション誘致を推進し、観光客数の増加に努めてきた。さらに、日本遺産や地域の共通性で近隣自治体と連携し、地域観光資源の磨き上げやインバウンドへの対応に取り組んできた。

令和 4 年から令和 6 年までの直近 3 年間における本市の観光客の推移は、宿泊者数が 20 万人前後で推移し、日帰り客数は 300 万人弱となっている。これは 10 年前の平成 28 年から比較すると宿泊者数は約 3 割減、日帰り客数は約 2 割減の状況である。インバウンドに目を転じると、令和 6 年の外国人宿泊者数は 2,148 人となり、コロナ禍前の令和元年度の 3,660 人までは戻りきれていないが、日帰り客数は増加傾向にある。一方で、観光消費額については、物価高騰や団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化などを背景に、平成 28 年の 157 億 7 千万円から、令和 6 年には 178 億 5 千万円に増加している。

今後も、本市への観光客が比較的多い熊本市内及び福岡都市圏をメインターゲットにすると共に、インバウンド誘致にも力を入れ、ハードとソフトの両面の受入態勢を充実させていくことが求められる。現状の具体的な課題として、ハード面は観光施設の老朽化、交通アクセスの不便さがあげられ、ソフト面は、歴史文化や食文化をはじめとする地域資源の更なる磨き上げと情報発信、そして各分野の強みを活かした観光コンテンツの構築、観光業界の後継者育成が急務となっている。これらの課題に対し、様々な分野と連携し、「稼ぐ仕組み」を立案、実践する組織体制の整備と人材育成を最も重要な課題に位置付けている。

また、公園については、観光客や地域住民の憩いの場であるとともに、遊びを楽しむ重要な施設であるが、経年劣化による施設の老朽化が懸念されるものもあるため、ライフサイクルコストの縮減や平準化を視野に入れた施設の適切な維持管理及び整備が必要となる。さらに、社会情勢の変化を踏まえ、利用者ニーズに応じた施設の複合化や地域の拠点としての再整備も求められている。

(2) その対策

ア 農業

厳しい農業経営の現状の中、「収益性の高い農業」の実現を念頭に、生産者が生産意欲を持って、持続的に農業に従事できるよう所得の安定と向上を目指し、地域の実情にあった本市独自の施策を継続的に展開する。

また、農業の生産性を高めていくために、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(ア) 農地の有効利用と生産基盤の整備

経営規模の拡大による生産性の向上など、効率的な農業経営に向け多様な経営を展開し、所得の安定を図ることができるよう、農地の利用集積を推進する。また、営農や地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、施設の長寿命化対策、防災対策に取り組むとともに、環境保全や景観保全といった農業の持つ多面的機能の維持・増進に向けた農村生活環境の保全・整備や耕作放棄地の解消にも取り組む。

(イ) 意欲ある担い手の育成と確保

認定農業者や集落営農組織など、効率的で安定的な農業経営を目指す農業のリーダーとなる担い手の育成と確保のため、意欲的かつ創意工夫をもって農業に取り組む担い手や新規就農者を掘り起こし、初期投資や新たな生産活動について支援を行う。

さらに、新規就農研修施設による経営感覚に優れた農業者の育成と山鹿市担い手育成総合支援協議会による就農サポート体制の充実により、新規就農者の定着と認定農業者の経営継承を促進し、地域農業の維持及び活性化を図る。

また、地域資源を活用し、生産から加工・販売までを行う 6 次産業化を目指す取組に対する支援を行うとともに、高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりのため、農作業を補完する受託組織の育成を推進する。

(ウ) 売れる農産物の生産・流通・販売促進

消費者がその品質を認め、買い求めるような山鹿市の農産物を確立するため、水田、園芸・工芸作物や畜産など各種生産の振興を促進するとともに、年々増加している有害鳥獣による被害防止に努める。

生産面では、西日本一の生産量を誇る「和栗」や県一の生産量のタケノコ、スイカ、キンカン、アスパラ、有数の産地である茶等の生産強化を図る。地産地消はもとより、全国をターゲットとした新たな販路の開拓やブランド化など販売戦略を強化する。

消費者との交流では、農産物や棚田など特色ある地域資源を活かして、市内 6 物産館や各地域団体が主体的に取り組む事業を支援することにより、山鹿の農産物の知名度向上を図る。また、交流相手との直売の拡大、食の観光資源化などを推進する。

(エ) 持続可能な中山間農業の確立

生産条件の厳しい地域においては、中山間地域等直接支払制度により棚田の保全管理など地域の実態に即した取組を進め、中山間地域の特色ある農産物の高付加価値化やスマート農業による作業の省力化・効率化を推進する。また、特産の「やまが和栗」や「菊鹿ワイン」等を核として「豊かで幸せな生活の形成」、「人材の確保」、「新たな経済の確立」を目指し、有害鳥獣による被害の防止を図りながら、農林業が柱となり中山間地域から始まる地方創生を実現する。

イ 林業

本市は、豊かな森林資源を有し、県下でも有数な人工林地帯が形成されている。この

資源を有効に活用するため、地域材の安定供給に努め、山鹿市建築物等木材利用基本方針に基づき、公共事業や公共施設などへの地域産材利用はもとより、民間住宅への木材利用を促進することで、木材の需要拡大を図る。また、水環境保全、国土保全及び地球温暖化防止機能など森林のもつ多面的機能の維持増進を図ることで、地球温暖化防止や水環境保全に寄与するため、今後も引き続き適正な森林の整備による循環利用に努める。

(ア) 林業従事者の育成・確保

林業従事者の育成と確保を図るため、労働安全の確保や就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会・林業講習会を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備と支援を行う。

また、森林組合と連携し、森林所有者や地域住民等を対象とした各種講習会や林業体験等に取り組むことで、森林や林業の社会的役割・魅力等について積極的に広報する。

(イ) 木材の安定供給と需要拡大

作業道の整備、集約化施業を推進することで、生産コストの縮減を図り、国産材の安定供給体制の整備に努める。あわせて、適切な間伐を進め、アヤスギなどの優良材の生産を促進することで地域産材の需要拡大を図る。

(ウ) 特用林産物の振興

タケノコやシイタケについては、高齢化や過疎化により担い手が不足しているため、関係団体の連携により受託者の確保や環境整備に努め、生産量の拡大を図る。

さらに、有害鳥獣による被害を防止し、生産から加工、流通まで一貫した体制を確立することで経営の安定を図る。

(エ) 森林組合等の林業事業者の育成・強化

森林組合及び素材生産業者については、各種林業活動に意欲的に取り組んでおり、これを継続することで、地域林業の担い手を育成する。また、経営の多角化・協業化及び集約化により経営基盤を強化する。

(オ) 森林経営管理制度の活用

森林所有者自らが適切な経営管理ができない場合には、森林経営管理制度を活用し、林業経営に適した森林であるかの仕分けを行い、適切な森林管理を推進する。

ウ 商業

空き店舗等を利用し創業・開業する際の初期投資負担を軽減するため、改築・改修に係る経費の一部等を助成する。さらに、移住者による創業・開業支援を強化することで、移住促進を図り、地域の人口減少問題に対する歯止めを目指す。

また、経営者の高齢化と後継者不足により事業継続が困難な状況に直面しているため、事業承継支援と後継者育成を推進し、廃業の未然防止と、地域商業の持続的な活

性化を図る。

これらの取組を支える創業・開業支援制度及び事業承継支援制度については、社会情勢の変化に応じた持続的かつ効果的な支援策を講ずることで、地域経済の安定と発展を図る。

山鹿灯籠など本市を代表する伝統工芸の後継者育成や需要開拓等の事業を支援し、地域の特色ある和紙工芸産業の維持・発展を図る。

また、本市の中心市街地の長期的な視点による将来像を、行政・住民・企業などの関係者において共有し、統一されたビジョンに基づく持続可能で魅力的なまちづくりを図る。

エ 工業・企業誘致

新たな工業団地への企業誘致に加え、既立地企業の発展を支援することで、地元就職の促進や定住人口の増加につなげ、持続可能な社会の実現を目指す。

(ア) 地元定着・地元就職の促進につながる取組

市内高等学校等を対象とした企業ガイダンスや小中学校を対象とした企業見学会を開催するとともに、地元企業の情報誌等を作成し、その魅力を周知する。また、UIJターナー希望者への情報提供や熊本県及び近隣市町との連携を強化する。

(イ) 規模拡大・新たな企業進出につなげていく取組

過疎地域における減価償却の特例及び固定資産税等の課税免除、工場等設置奨励金、雇用奨励金事業等の支援を継続するとともに、用地情報も含めた企業への情報提供に努める。また、新たな工業団地の整備を進めるとともに、引き続き市有地や民間の未利用地を活用した企業誘致に取り組む。

さらに、定期的な企業訪問や熊本県及び近隣市町との情報共有を通じて地域産業の発展と企業誘致を推進する。

オ 観光・レクリエーション

ハード面では、公共施設の計画的な施設更新及び観光事業者の施設整備に対する助成、2次・3次アクセスの充実を図ること等により観光客の受入環境整備を進める。

ソフト面では、観光資源を見つめ直し、国指定の伝統的工芸品である山鹿灯籠をはじめとする工芸品や豊かな自然、温泉、豊富な農産物や特産品、さらには歴史、文化などを繋ぎ合わせた体験型観光を造成することで、わざわざでも訪れたい観光地としての山鹿市を目指す。

また、県北観光協議会や菊池川流域日本遺産協議会など近隣自治体との連携を強化し、誘客宣伝活動や温泉等の観光資源の磨き上げに取り組むことで、交流人口の拡大を図る。さらには、スポーツ・文化のコンベンション誘致の助成を継続することにより、団体宿泊客の獲得を図るとともに、積極的な情報発信に取り組むことで、観光客の誘致を推し進める。

そして、これら上記の施策を効果的かつ持続性を持って推進するため、様々な分野と連携した体制整備を進める。

また、公園については、立地や周辺の自然環境、住民人口などから将来の利用見込みを勘案しながら計画的に整備を行うとともに、利用者ニーズも踏まえた効果的・効率的なストックマネジメントによる施設更新や複合化を実施することで、地域の活性化、公園利用者の安全性や快適性の確保を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営農業農村整備事業 農村地域防災減災事業 排水機場整備事業 農業施設維持費	熊本県 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	林業	森林環境保全整備事業 間伐等森林整備促進対策 事業 市有林整備単独事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	物産館施設整備等事業	山鹿市	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進整備事業	山鹿市	
	(7) 商業	山鹿ビル再編整備事業	山鹿市	
(9) 観光又はレクリ エーション	観光施設整備等事業 ・キャンプ場 ・温泉施設 ・山鹿灯籠民芸館 公園施設整備等事業 ・湯の端公園 ・山鹿歴史公園 ・カルチャースポーツセンタ ー ・長田公園 ・米田公園	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市		

		・石公園 ・米の島公園 ・あんずの丘 ・山鹿墓地公園 石丸口線舗装改修事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
--	--	---	---------------------------------	--

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	地域農林業担い手育成支援事業 地域担い手支援事業 農業機械免許等取得補助事業 農産物生産振興事業 耕作放棄地解消対策事業 中山間地域等直接支払事業 環境保全型農業直接支払事業 畜産振興事業 鳥獣被害防止対策事業 農産物販売促進・6次産業化支援事業 未来のリーダーづくり支援事業 作業道・集材路開設補助事業 くまもと間伐材利活用推進事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 農業者・ 団体 山鹿市 山鹿市 農業者・ 団体 農業者・ 団体 山鹿市 山鹿市・ 農業者・ 農業団体 山鹿市 山鹿市 森林組合	

	森林整備地域活動支援交付金事業	森林組合
	特用林産園地内作業道開設補助	山鹿市
	山鹿市産材家づくり推進事業補助金	山鹿市
	特用林産物振興事業	事業者
	箱わな購入補助事業	山鹿市
	狩猟免許新規取得補助金	山鹿市
	やまが和栗日本一プロジェクト事業	山鹿市
商工業・6次産業化	小規模事業経営改善普及事業	商工団体
	創業・開業チャレンジ応援事業	事業者
	商工業跡継ぎ支援事業	事業者
	にぎわい創出協議会事業	商工団体
	商店街にぎわいづくり支援事業	商店街
	中小企業人材育成助成事業	事業者
	和紙工芸振興事業	事業者
	物産振興協会事業	商工団体
	灯籠民芸館管理事業	山鹿市
	ふるさと応援事業	山鹿市
企業誘致	工場等設置奨励金	山鹿市
	雇用奨励金	山鹿市
	企業連絡協議会補助金	協議会
	企業誘致推進事業	山鹿市
観光	コンベンション誘致事業	山鹿市
	まつりイベント推進事業	実行委員会
	観光戦略プロモーション事業	山鹿市
	受入態勢充実事業	山鹿市
	温泉保養都市推進事業	山鹿市

	その他	まちなかランドデザイン策 定事業	山鹿市	
--	-----	---------------------	-----	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鹿北地域・菊鹿地域 ・鹿央地域	製造業、農林水産物販 売業、旅館業、情報サ ービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3産業の振興」(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域における情報化(情報格差解消の取組)として、これまでに光ブロードバンドの整備や防災行政無線の全地区への整備、地域コミュニケーションアプリ「やまがメイト」の導入等を行ってきた。

やまがメイトの導入により、個人が所持しているスマートフォン等の情報機器への行政情報の配信が可能となり、専用の受信端末機等を準備せずに、いつでもどこでも情報を取得できる環境が整備された。

また、スマートフォンの普及及び携帯電話番号での登録機能の追加、画面のレイアウト変更などの機能改修による利便性の向上が図られた結果、やまがメイト登録件数は増加傾向にある。しかしながら、鹿北地域、菊鹿地域、鹿央地域の戸別情報基盤の代替的な性格もあることから、山鹿地域、鹿本地域で登録件数が少なく、また、年代別にみると、40歳以上の登録者が全体の約87%を占めており、若年層への情報伝達が十分でない点が課題となっている。

(2) その対策

やまがメイトの登録件数には、地域差及び年齢差が見受けられることから、本市の情報をより幅広く伝えるために、利用促進を目的とした機能整理及び利便性向上のための機能強化を図る。また、情報伝達ツールは多様化していることから、やまがメイトを補完する役割としてソーシャルメディア(LINE)などの情報伝達ツールを積極的に活用する。

さらに、DXの推進による行政サービス向上を図るとともに、高齢者を対象にしたスマートフォン教室などのデジタルデバイド対策も推進する。

くわえて、災害時等の防災・避難情報を迅速に伝達するため、防災行政無線の適切な維持管理及び計画的な更新を行う。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政無線施設	防災行政無線通信施設維持管理事業	山鹿市	
		防災行政無線通信施設更新事業	山鹿市	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報化推進事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の道路網は、南北に通る国道 3 号を軸として、東に国道 325 号、西に国道 443 号が延び、これら 3 本の主要な広域幹線道路を補完する主要地方道、一般県道などで幹線道路網が構成され、市道がこれに連結して道路体系を形成している。

これまで市民の理解と協力を得ながら整備を進めており、主要施設が集中する山鹿地域と他の 4 地域を結ぶ主要市道ネットワークの構築は概ね達成されている。

今後は、市民生活の安全性と利便性を確保するため、集落内や集落間を結ぶ生活道路の計画的な整備を推進するとともに、道路施設の適切な維持と橋梁等の長寿命化を図るための施策が必要である。

また、中心市街地は、豊前街道を中心とした歴史的な町並みが残っているため歴史文化を活かしたまちづくりを推進し、情緒や風情のある良好な景観形成に努めながら安全性と回遊性を向上させる歩車共存の道づくりが必要である。

イ 農道・林道

農道の総延長は令和 7 年 4 月 1 日時点で 467,277m、林道の総延長は令和 7 年 4 月 1 日時点で 140,035mとなっている。農道・林道は、農地や森林の適正管理、効率的な農林業経営を行うための重要な施設であるとともに、公共道路を補完する道路としても地域の活性化に大きな役割を果たすものとして、整備を一層推進する必要がある。

ウ 交通

市内の公共交通は、山鹿バスセンターを起点とした路線バスや予約制あいのりタクシー、定時定路線ジャンボタクシーなどを運行しており、地域住民の身近な移動手段として、日常生活における買い物や通院、通学などに利用されている。

路線バスは、人口減少や自家用車の普及により利用者は年々減少しており、路線の統廃合や減便などが進む中、運行費の補助により路線維持を図っている。

また、路線バスが運行していない交通空白地域については、あいのりタクシーを運行しており、令和 6 年度にクラウド型 AI を搭載した予約配車システムを導入したところであるが、燃料費や人件費の高騰により公共交通維持に係る財政負担も増加している。

今後は、利用者のニーズを踏まえ、安定的な公共交通を維持するため、効率的で持続可能な交通網の整備を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

道路交通網は地域開発の基盤であり、引き続き国・県道の整備推進を要望する一方、集落内や集落間を結ぶ生活道路等の交通網整備については、真に必要な路線の整備を行うための優先順位を決定し、計画的な整備を行うとともに、既存の道路の適切な維持補修、整備及び橋梁等の定期点検・補修を行い、安全な交通の確保と地域基盤整備に万全を期す。

また、歴史的遺産や建造物を有する豊前街道を軸とした中心市街地においては、歴史的地区内における交通環境・生活環境の改善を図り、歩行者が安心して歩ける歩車共存の道づくりを進める。

イ 農道・林道

農道については、農業の近代化と農産物流通の効率化を支える役割のほか、農村環境の改善や景観整備、地域活性化という観点もあることから、その高度利用を積極的に推進する。

林道については、森林の育成や木材生産を行うために欠くことのできない生産基盤であり、山村地域の振興にとっても重要な役割を担っている。今後、森林基幹道・森林管理道を維持管理するとともに、それらを補完する森林作業道・集材路の整備を推進する。

ウ 交通

地域公共交通の将来像を示す山鹿市地域公共交通計画に基づき、地域の暮らしを支え、移動手段を確保するため、路線バスやあいのりタクシーの運行を維持し、効率的・効果的な交通ネットワークの構築を図る。

地域の特性に応じた交通モードの導入やスマートモビリティ、MaaS など次世代の移動サービスの検討を進めるなど、交通利便性の向上を目指す。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	今寺村中線 星原線 中津川底野線 黒蛭堀切線 池永松尾線	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	

黒蛭3号線	山鹿市
駅通御宇田線	山鹿市
小原持松線	山鹿市
岩原合里線	山鹿市
北原線	山鹿市
大浦北谷線	山鹿市
杉城線	山鹿市
山鹿熊入線	山鹿市
中御宇田線	山鹿市
杉津留線	山鹿市
杉方保田線	山鹿市
庄屋権現線	山鹿市
日置立石線	山鹿市
古閑古閑の上線	山鹿市
麻生市木線	山鹿市
細永堂原線	山鹿市
深瀬年の春線	山鹿市
梶屋山内線	山鹿市
来民今古閑線	山鹿市
桜町名塚線	山鹿市
十三部中央線	山鹿市
雲雀町線	山鹿市
山鹿内田線	山鹿市
福原底原線	山鹿市
西牧坂田線	山鹿市
宗方駅通線	山鹿市
宗方9号線	山鹿市
宗方21号線	山鹿市
鍋田梅迫1号線	山鹿市
鍋田梅迫2号線	山鹿市
下吉田宮苑線	山鹿市
志々岐小原線	山鹿市
十三部開田線	山鹿市
野田中ノ丁線	山鹿市
南島長坂線	山鹿市
宮苑団地2号線	山鹿市

新町泉町線	山鹿市
溝添本村線	山鹿市
長坂1号線	山鹿市
蒲生七ツ重線	山鹿市
田中茂田井線	山鹿市
平線	山鹿市
宮ノ原日渡線	山鹿市
宮ノ原上組線	山鹿市
来民古閑線	山鹿市
早馬塚線	山鹿市
不老向原線	山鹿市
前田吉井線	山鹿市
米野吉井線	山鹿市
長沖村中線	山鹿市
堀の内1号線	山鹿市
八幡縦貫東部線	山鹿市
下津留麻生野線	山鹿市
西牧麻生野線	山鹿市
橋場中ノ丁線	山鹿市
龍宮線	山鹿市
権現の前線	山鹿市
松ヶ浦線	山鹿市
横枕下永野線	山鹿市
矢谷年の春線	山鹿市
古閑瀬戸口線	山鹿市
北谷線	山鹿市
上岩原郷原2号線	山鹿市
持松比丘尼坂線	山鹿市
米野田鶴原線	山鹿市
奥永千田線	山鹿市
高杣2号線	山鹿市
川北藤井線	山鹿市
交通安全施設整備事業	山鹿市
豊前街道線	山鹿市
豊前街道南線	山鹿市
豊前街道3工区	山鹿市

	橋りょう	高良橋 ちぶさん橋 山鹿西部大橋 川田高道橋 大道山橋 無名橋	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	(2)農道	農道整備事業	山鹿市	
	(3)林道	市町村営林道事業	山鹿市	
	(4)その他	県道整備事業	熊本県	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域生活交通運行費(路線バス)	山鹿市	
		地域生活交通運行費(あいのりタクシー)	山鹿市	
		あいのりタクシーのICT化事業	山鹿市	
	交通施設維持	橋りょう点検業務(市道・農道・林道)	山鹿市	
		トンネル点検業務(市道・農道・林道)	山鹿市	
		市町村営林道事業	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設(上水道)

本市の水道事業は、昭和 28 年に給水を開始以来、生活水準の向上や工場進出、住宅の増加等による水需要の増加を受けて給水区域の拡張を行ってきた。

令和 2 年度には水道事業と簡易水道事業の統合を行い、水道施設等を一括管理することで、経営の合理化と水道水の安定供給に努めており、令和 6 年度の行政区域内人口に対する普及率は 64.9%となっている。

給水開始から 70 年以上が経過し、水道施設や管路の老朽化が進んでおり、耐用年数を超過した水道施設の計画的な更新が必要である。

また、配水管については、漏水が頻発しており、計画的な更新・耐震化を行う必要がある。

さらに、規模縮小や施設の更新に伴い不用となった水道施設が存在しているため、適正に処分する必要がある。

イ 水道施設(その他)

公営水道未普及地域においては、地域や組合等で組織された専用水道、小規模水道等のほか、個人により設置された水道施設により、地下水や湧水等を水源として飲用水が確保されている。

生活に欠かせない安全な水の安定した確保には、水道施設の適切な更新や飲用に適した水質の確保が重要な課題となっており、組合等が行う施設更新等に係る費用の一部助成などにより、公営水道未普及地域における飲用水の安全性確保を図る必要がある。

ウ 生活排水処理施設(公共下水道)

本市の公共下水道事業は、昭和 44 年度に事業着手し、住環境の整備を図るとともに公共用水域の水質保全に努めており、令和 7 年 3 月末現在の全体計画処理面積は、山鹿及び鹿本処理区の処理区域面積 1,182.4ha のうち、整備面積は 992.1ha(整備率 83.9%)に達し、水洗化率(公共下水道処理区域内人口における水洗化人口)は 86.8%に至っている。

終末処理場、管渠、雨水ポンプ場等の既存施設については、老朽化が進み、安心安全な生活環境の確保に支障を来し、修繕費等の維持管理費が年々増加していることから、適切な改築更新に努める必要がある。さらに、近年各地で発生している地震や豪雨等の災害に対応するため、令和 6 年度に策定した上下水道耐震化計画及び耐水化計画による施設改修も併せて行う必要がある。

また、一部の農業集落排水処理区(蒲生・梶屋・川北)を公共下水道へ接続する工事を継続して進める。

このように、本市における汚水・汚泥等の処理は多種多様にわたっており、それぞれコストや老朽化などの課題が蓄積しているため、集約した汚水・汚泥等の処理体系構築を目指し、課題の解決を図るとともに、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る必要がある。

エ 生活排水処理施設(農業集落排水施設)

本市の農業集落排水施設は、農村地域から排出される汚水や雑排水を処理する施設として整備し、水質汚濁の防止、水環境の保全による生活環境の改善、活力ある農村社会の形成に資することを目的に、平成 26 年度までに 21 処理区の整備が完了した。

令和 7 年 3 月末現在の水洗化率(農業集落排水事業処理区域内人口における水洗化人口)は 85.8%に至っている。

今後は、新たな処理区の整備は行わないこととし、未整備地域においては個別処理である合併浄化槽整備事業を推進することとしているが、区域内人口に対する施設数が膨大であるため、維持管理費による財政圧迫、過疎・農村地域特有の人口減少に伴う収入の減少、また、今後訪れる多大な改築更新費用の捻出といった課題が山積しており、公共下水道への編入や施設の統廃合を進めていく必要がある。

オ 生活排水処理施設(その他)

生活様式の多様化に伴う生活排水等の増加は、水路・河川等の公共用水域の水質に悪影響を及ぼし、効果的な汚水処理対策を講じる必要があるため、公共下水道の認可区域及び農業集落排水整備区域以外の区域を対象に平成元年度から合併処理浄化槽の設置に対する助成制度を設けて整備促進に努めてきた。

今後も公共下水道、農業集落排水事業ともに新たな区域の拡張は行わないことから、個別処理に対する助成を継続し、更なる公共用水域の水質保全に努める必要がある。

カ 消防・防災施設等

局地的な集中豪雨や長雨等によって、市内を流れる菊池川、その支川である岩野川、上内田川等の堤防が決壊した際や、山間部において土砂災害等が発生した際は、甚大な被害を及ぼす可能性がある。

また、市内中心部や住宅密集地では、木造家屋が密集しているため、火災や地震等が発生した際に、甚大な被害が発生すると見込まれる。

今後、頻発、激甚化する各種災害から市民の安全を確保するため、総合的に消防力の充実を進めるとともに、平時からの防災対策に関する住民意識の向上と地域防災力の強化を図る必要がある。

消防本部では、平成 27 年に導入した消防指令システム等について、令和 9 年度までに更新が必要となり、多額の整備費を要することが見込まれる。また、小規模消防本部であることから、大規模災害の発生時には住民サービスの低下が懸念される。これらの課題に対応するため、令和 11 年 4 月から有明広域行政事務組合消防本部と山鹿市消防本部による消防指令センターの共同運用開始を予定している。

さらに、空き家が急増しており、令和 5 年度調査では 1,613 件となっている。空き家急増に伴う市街地の景観悪化や近隣住民への影響が生じており、地域の防犯・防災の視点からも対応が求められる状況にある。

キ 公営住宅

本市の公営住宅は耐用年限を超えた住宅が 70%を超え、老朽化が深刻化しており、建替・用途廃止・住戸数の適切な管理による長寿命化を図る必要がある。

令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を期間とした長寿命化計画に基づき、効率的で効果的な団地毎の事業手法を選定し、計画修繕や改善事業を推進することで、現在 1,416 戸ある住宅に係る総費用の縮減や居住環境の向上を図り、市民に対して有効な公営住宅を供給すること目指している。

ク 廃棄物処理

令和 6 年 3 月に「第 3 次山鹿市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働による 4R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再利用)・Recycle (再生利用)・Refuse (不要なものは断る)) を推進し、更なるごみの資源化・減量化を目指している。

現在、家庭から排出される「燃えないごみ」と燃やすごみの焼却施設である「山鹿市環境センター」から排出される「焼却灰」は、継続して山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立処分を行っているが、「山鹿市環境センター」においては、設備の劣化に伴い若干の焼却処理能力低下が見られる。

また、燃やすごみに混在する資源ごみ等を減らすため、これまでのごみ分別をより市民に分かりやすくするための見直しが必要である。

ケ 火葬場

本市では、公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬を支障なく行うため、斎場を設置している。

当該斎場は、平成 8 年に開設したが、施設や設備等の老朽化が進んでいる。そこで、安定した火葬業務及び施設管理を行うために、平成 26 年に設備機器及び炉内の全面改修を行った。

今後も継続して安定した火葬業務をするために、計画的に火葬炉設備等の整備を行っていく必要がある。しかし、建設後 29 年を経過しているため、火葬炉設備だけでなく、

建物を含めた総合的なメンテナンスが必要である。また、利用者のニーズを取り入れた改修も計画的に行う必要がある。

コ 公共施設

山鹿市公共施設等総合管理計画等に基づき、本市として解体撤去等により施設維持をしない方針を決定した施設については、実施までの間において地震等の災害時における倒壊等の危険性や防犯上又は衛生上の問題が生じる可能性があるため、当面の維持管理が問題となる。

(2) その対策

ア 水道施設(上水道)

(ア) 水道施設(配水池・水源地)の整備

配水池の整備・更新を行うに当たっては、配水区の見直しと同時に水源地の整備も行い、効率的な水道施設の整備に努める。

(イ) 水道管の整備

災害に強い水道施設の整備に努め、特に漏水が多発している地域や、病院や避難所等の重要施設に接続する老朽化した水道管の計画的な更新・耐震化を進めることで、水道水の安定供給を図る。特に令和 6 年度に策定した上下水道耐震化計画に基づく上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等については、重点的に整備を行う。

(ウ) 給水区域の拡張

給水区域の拡張について、人口、水需要が減少傾向にある中で、安易な給水区域の拡張は水道事業経営に大きな影響を与えることが予想されるため、地元の要望や費用対効果の検証を十分に行った上で検討を行う。

(エ) 不用施設の解体・整理

現に使用せず、今後も使用する見込みのない水道施設については、解体・整理することにより、適正な財産管理に努める。

イ 水道施設(その他)

公営水道未普及地域における安全で安定した飲用水の確保のため、水道施設整備に係る費用の一部を補助する。

ウ 生活排水処理施設(公共下水道)

公共下水道は、市民生活に欠かせない役割を担う生活基盤施設であり、事業の継続、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に向け、主に以下のような施策に取り組む。

(ア) スtockマネジメント計画による老朽施設の改築更新

長期的な視点で施設の老朽化を判断し、改築更新等を計画的に行うことを目的としたStockマネジメント計画に基づき、処理場・管渠・雨水ポンプ場等の老朽施設について計画的に改築を行う。

(イ) 農集処理区の編入

農業集落排水事業における最適整備構想に基づき、公共下水道へ接続可能な処理区を編入することで、農集事業のコストダウンはもとより、本市全体における汚水の集約化と施設の統廃合を行い、処理施設の最適化を図る。

(ウ) 上下水道耐震化計画による改築更新

災害に強く持続可能な上下水道の構築に向け、対策が必要な処理場及び避難所等の施設に接続する上下水道管路等について、今後、概ね 20 年間で耐震化の完了を目指す。

(エ) 耐水化計画による処理場及びポンプ場の改築更新

市民の生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道は、災害時においてもその機能を確保することが強く求められており、さらに加速して下水道の施設浸水対策に取り組む必要がある。

(オ) その他

新たな区域の拡張は行わないが、区域内の新規接続に係る整備については積極的に行う。また、未水洗化世帯について、水洗化を促進することで、公共用水域の水質保全を図る。

エ 生活排水処理施設(農業集落排水施設)

農業集落排水施設は、活力ある農村社会の形成に資することを目的とした施設であり、事業の継続、生活環境の改善及び水域の水質保全に向け、主に以下のような施策に取り組む。

(ア)最適整備構想による施設の統廃合

膨大な施設数に係る維持管理費及び改築更新費用の削減を目的に、施設ごとの費用対効果を算出し、施設の今後の方向性を示した最適整備構想により、公共下水道への編入及び施設の統廃合計画を着実に進める。

(イ)その他

新たな面整備は行わないが、区域内の新規接続に係る整備については積極的に行う。また、未水洗化世帯について、水洗化を促進することで、農村水域の水質保全を図る。

オ 生活排水処理施設(その他)

循環型社会形成推進地域計画により、令和 10 年度までに合併処理浄化槽 75 基の整備補助計画を予定しており、その計画の着実な実施により公共用水域の水質保全を図る。

カ 消防・防災施設等

防災については、市民一人一人の防災(自助)に対する意識と地域の防災(共助)に対する意識の向上を図るため、自主防災組織の活動の活性化や充実を促し、地域防災力の強化を図る。また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険箇所の最新の情報や避難所等を盛り込んだ防災マップを利用し、市民への周知を図るとともに、特定空き家の除却等に対する助成を継続し、倒壊や火災、犯罪発生の未然防止を図る。

また、消防については、市民の防火に対する意識啓発のための訓練や講習会の実施など予防消防に努めるとともに、火災発生時における機動力確保と消防力強化の観点から、消防車両、小型ポンプ、耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防団員の確保にも努める。

あわせて、消防本部、消防署等の庁舎は、災害発生に伴う緊急対応の拠点となる施設であり、消防機能の確保を図ることが重要であるため、特に老朽化が目立つ消防本部庁舎の維持機能強化を目的とした計画的な整備を進める。

消防本部の消防指令システム及びデジタル無線システム(以下、消防指令システム等)は平成 27 年に導入しており、消防指令システム等の耐用年数を考慮し、部分的な機器交換等を計画的に実施することで、性能の延長措置を図り、令和 11 年 4 月の消防指令センターの共同運用開始に至るまでの間、住民サービスの低下を招かないように適切な維持管理を行う。

また、消防指令センターの共同運用開始により、通信指令員の配置転換による現場要員の増員や、災害情報の一元管理が可能になり、これに伴い迅速かつ効率的な応援体制の確立を実現することで、大規模災害等の発生時における消防力の強化と住民サービスの向上を図る。

キ 公営住宅

長寿命化計画に基づいた計画的な建替・用途廃止・住戸数の適切な管理を実施しつつ、地域性を配慮した住宅配置や住宅集約といった再整備を検討することで、住宅に困窮する世帯や子育て世帯等のニーズに対応した住宅ストックを形成する。

ク 廃棄物処理

4Rの推進のため、より分かりやすいごみ分別についての検討を進める。

また、やまがメイトやホームページを活用するとともに、広報誌や回覧板での周知、出前講座の実施などにより、市民・事業者等へ周知・啓発に努める。

市民に分かりやすい分別区分の見直しとあわせて、今後のごみ収集方法についても十分な検討を行う。

山鹿市環境センターについては、適正管理を行い、設備の故障等による焼却停止を防ぐため、予防保全に努める。

ケ 火葬場

安定した火葬業務を継続して行うため、総合的な点検や作業員、利用者へのヒアリング等を踏まえた計画的な施設補修や火葬炉設備の更新、施設の改装等を行う。

コ 公共施設

山鹿市公共施設等総合管理計画等の方針に基づき、施設維持をしない方針を決定した施設については、速やかに解体撤去等を実施することで、安心安全な環境整備及び維持管理費用の削減を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道 その他	水道施設整備事業 安全安心な飲用水確保事業	山鹿市 組合	
	(2)下水処理施設 公共下水道	管路改築更新事業 処理場改築更新事業 雨水ポンプ場改築更新事業 浸水対策事業 耐水化計画事業 上下水道耐震化計画事業 農業集落排水施設再編事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	農業集落排水施設	農業集落排水施設再編事業	山鹿市	

	その他	汚水管渠整備事業 老朽施設整備事業 浄化槽設置整備事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	山鹿植木広域行政事務組合(ごみ) 環境センター管理費 ごみ処理費(収集運搬車購入)	広域事務組合 山鹿市 山鹿市	
	(4)火葬場	山鹿市薄尾斎場改修事業	山鹿市	
	(5)消防施設	小型ポンプ積載車 小型ポンプ 耐震性貯水槽 消火栓新設・維持補修 消防指令システム整備(延長措置) 消防指令システム・デジタル無線整備(共同運用) 消防本部副訓練塔補修工事 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊救急自動車 査察車 広報車 救助工作車 屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	(6)公営住宅	公営住宅再編整備事業	山鹿市	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			

	防災・防犯	自主防災組織育成事業	山鹿市
		防災水中ポンプ設置事業	山鹿市
		防災マップ改訂事業	山鹿市
		防災備蓄整備事業	山鹿市
		地域防災リーダー育成事業	山鹿市
		防犯灯 LED 更新事業	山鹿市
	危険施設撤去	特定空家等除却促進事業	山鹿市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉施設

本市には、公立 3 園、私立 19 園の保育園と、公立 1 園、私立 2 園の認定こども園がある。園児数は 1,420 人である(令和 7 年 4 月 1 日現在)。

保育園では、通常保育のほか、実情に応じた延長保育や一時預かり等を行い、子育て支援に対応している。しかし、少子化による入園児数の減少で保育園運営の維持や存続が懸念される地域が生じる一方、3 号認定(0~2 歳)の入園児数の増加により定員枠の拡大が必要な地域もあり、地域間の格差は年々広がっている。

また、保育園施設には、老朽化した施設や、乳児や障がい児を受け入れるための設備が十分ではない施設があるため、計画的な改築や大規模改修が必要である。

放課後児童クラブは現在 23 箇所開所しており、保護者の就労保障及びこどもの居場所づくりとして貢献している。また、児童館をはじめとする児童福祉施設では施設の耐震及び老朽化に対応するため、計画的な改築及び改修等が必要となる。

イ 児童福祉

急激な物価高騰や核家族化の進行などから子育て世代の育児環境は経済的負担が増加している。特にひとり親家庭では、子育てと就業の両立のために非正規職員の割合が高く、経済的に厳しい状況に置かれている。

このような状況を改善するため、子育て世帯への継続的支援体制を整備する必要がある。

ウ 保健事業の推進

「第4次山鹿市健康増進計画・第3次山鹿市食育推進計画」に基づき、各ライフステージに応じた健康づくりを展開しているが、特に母子保健については、少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など社会環境の変化、親の働き方の多様化等による子どもの生活習慣の乱れ、子育てに困難を抱える家庭や課題が複雑化した家庭の増加等の課題がある。

さらに、低出生体重児の出生率や乳幼児期から学童期の肥満率が高いことから、将来の生活習慣病予防のための対策が必要である。

次に、成人保健については、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、壮年期死亡の減少及び健康寿命の延伸のため、生活の質の向上を目的とした健康づくり施策を推進している。特定健診の受診率は国の目標値60%より低く、横ばいで推移しており、運動習慣がない人の割合が同規模自治体と比べ高い状況にある。健診結果で精密検査が必要になる人やメタボリックシンドローム及びその予備群となる人の割合が増加しており、受診が必要な人に対し重症化する前に適正な医療につなげる必要がある。特定健診やがん検診の未受診者に対しては、重症化予防、病気の早期発見のため、健(検)診受診率の向上に努める必要がある。本市の健康課題としては、脳、心臓及び腎臓に重症化のおそれがある高血圧、糖尿病、脂質異常等を増やさないための取組が求められている。

また、市民がいつまでも健やかで幸せに暮らせるよう令和6年2月に山鹿市健幸都市宣言を行った。今後は、「ひと」の健幸と「まち」の健幸を実現する施策の推進に向け、市民や民間を巻き込んだ取組を進める必要がある。

エ 高齢福祉

本市の高齢化率は39.3%(令和7年3月末)であり、少子高齢化・人口流出を背景に生産年齢人口が減少し、医療・介護の専門職の担い手の確保が困難となっている。高齢者人口に占める85歳以上人口の割合は、22.7%となっており、近年減少傾向にあるものの高水準で推移している。

このような状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・見守りなどの生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を各日常生活圏域において確立し、更に充実させていく必要がある。

くわえて、介護予防・日常生活支援においては、地域とのつながりの中で幅広く多様な住民主体の活動の参入を促進することにより、介護サービスだけに頼らず、高齢者自身が適切に活動を選択できる地域社会の実現を図る必要がある。

また、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する老人福祉センター等については、老朽化が顕著であり、福祉施設の再編構想等を踏まえながら、安全性の確保と類似施設の集約化を検討・実施していかなければ

ならない。さらに、地域の介護サービス及び地域包括ケアシステムを持続的に支えるため、実情に応じたサービス基盤の整備や人材育成・確保等に取り組む必要がある。

オ 障害福祉

本市の障害者手帳保持者数(令和7年3月末現在)は4,193人(身体障害者手帳:2,761人、療育手帳:865人、精神障害者保健福祉手帳:567人)であり、人口減少が進む中で療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にある。本市では、「誰もが安心して生活できる地域社会の実現」を基本目標に「山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、「1 人権を尊重し共に認め合う」、「2 地域での自立した生活を支えあう」、「3 障害児の健やかな育成を支援する」、「4 生活の安全を地域で支える」、「5 安心できる相談・支援体制をつくる」を施策推進の方向として各種施策を実施している。

そのため、障がいのある人が、社会に参加し、自立した生活が確保でき、安心して暮らせる環境の整備に資するよう、関係機関・団体との緊密な連携及び市民の理解を促進する啓発活動を推進するとともに、障がいのある人やその家族の不安や悩みに対し、安心して相談できる体制の整備に引き続き努める必要がある。

カ 地域福祉

本市は人口が年々減少している一方、老年人口の割合は増加、年少人口と生産人口の割合が減少し、少子化と高齢化が同時に進行し、1世帯当たりの人員が減少傾向にある中、「健やかで安心して暮らせる地域の実現～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念に「山鹿市地域福祉計画」を策定し、包括的な支援体制の整備と地域力の維持と強化に向け、「1 安心して生活できる支援体制の整備」、「2 福祉人材の確保と育成」、「3 要支援者への支援体制の強化」、「4 ボランティア等市民の主体的な活動の育成・支援」を基本施策として各種施策を実施している。

そのため、包括的相談支援事業、多機関協働事業等を実施し、包括的な相談支援体制の構築等に努めているところである。

他方、ハード面においては、社会福祉を目的とする施設のうち老朽化が顕著なものや利用が著しく少ないものがあり廃止等の見直しや改修等が必要である一方、社会福祉団体の活動の場などが不足している状況である。

(2) その対策

ア 児童福祉施設

「こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る」、「すべての家庭に対する子育て支援」という視点に立ち、こどもの育ちと暮らしをつなぐ本市独自の総合的な子ども・子育て支援体制づくりに取り組むとともに、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を

見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設け、あわせて「こどもまんなか」の実現に向け支援体制づくりに取り組む必要がある。

(ア) 地域拠点・総合拠点機能の充実及びこども・若者の居場所づくり

地域の身近なところでこどもや子育て家庭を見守り、支える地域拠点機能を持つ地域子育て支援センターの充実を図るとともに、子ども総合相談窓口やこども家庭センター、児童館の連携強化、機能集約等による環境整備を進めることで、本市独自のこども施策を総体的に推進する総合拠点と位置づけ、相談及び支援サービスの更なる充実を目指す。また、全てのこどもや若者がそれぞれの成長や発達等に応じた居場所や遊び場を持てるような環境づくりに取り組む。

(イ) 公立・私立保育園の充実

公立・私立がそれぞれの役割を担いながら保育ニーズにきめ細かくに対応するため、保育の質の向上と子育て支援の強化・充実を図る。

また、私立保育園からの施設老朽化等による改築及び改修の要望に対応するため、国の支援も受けながら保育環境の整備を進めていく。

(ウ) 放課後児童健全育成事業の充実

核家族化、共働き世帯の増加等により、放課後児童健全育成事業の利用者が年々増加傾向にあり、支援を必要とする児童数も同じように増加傾向である。そこで、受入れ児童数にも限りがあり、既存の施設等では受け入れが難しい放課後児童クラブも出てきていることを踏まえ、子どもの居場所確保の観点から、施設の改築・改修及び増築等を支援し、受入態勢の充実を図る。

イ 児童福祉

新生児等への育児用品購入費及び18歳までの子ども医療費への助成を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。

また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等医療費助成を行う。

ウ 保健事業の推進

母親が安心して安全な出産ができ、子育て中の保護者の育児不安を解消することで、安心して子育てができるよう、産後ケア事業・産後リフレッシュ事業の実施や保健指導体制の充実を図るとともに、児童福祉部門と情報を共有し、より一層関係機関等との連携を強化する。

疾病全体に占める生活習慣病の割合は微減しているものの、メタボリックシンドローム及びその予備群となる人の割合の増加や運動習慣がない人が多い現状を踏まえ、子どもから高齢になるまで生涯を通して適切な生活習慣の定着を図るため、行政、医療機関、

保育園、学校及び企業等が連携して健康づくりに取り組むための環境を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援する。

また、特定健診や各種がん検診等の受診率向上に向け、受診勧奨訪問や出前講座等の実施による普及啓発を行うとともに、脳血管疾患、心臓疾患及び糖尿病による人工透析を未然に防ぐため、基礎疾患となる高血圧症、糖尿病及び脂質異常症等に的を絞った生活習慣病の発症予防及び重症化予防に医療機関等と連携し取り組む。

さらには、健幸都市宣言に掲げる「健幸なまち山鹿」の実現に向けて、基本方針に基づき、市民との協働による「ひと」の健幸と「まち」の健幸の両面から様々な事業に取り組む。

エ 高齢福祉

本市では、「高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市(まち)・山鹿」を基本理念とする山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が自分らしく生涯にわたり楽しく安心して暮らしていける地域の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

その方向性として、高齢者の生きがいと健康づくりのため、高齢者の就労や地域社会活動の促進、介護予防を推進していくとともに、活動拠点の一つである老人福祉センター等について、福祉施設の再編構想を踏まえ、必要な改修や類似施設の集約に伴う解体整備を実施することにより、当該施設の安全性の確保と効果的かつ効率的な運営を図る。

また、今後も高齢化率が上昇し、後期高齢者人口の増加が見込まれる中で、医療・介護、介護予防、生活支援等の包括的な確保を図り、これまでの地域包括ケアシステムをさらに深化させていく。

あわせて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業において、地域の実情に応じた住民主体の活動(サポーター活動)や企業の理解・協力を得ながら、買い物・見守り支援や介護予防教室等の事業を進展させていくとともに、地域の生活支援コーディネーターを中心に、地域での生活上の困りごとを地域で解決する支え合いの体制づくりを展開していく。さらには、令和6年1月に施行された認知症基本法を踏まえ、認知症の人も一人の尊厳のある個人として捉え、その個性を発揮して互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、早期からの相談、地域への啓発と支援体制の構築及び権利擁護の推進を図っていく。

くわえて、介護保険の持続可能な運営基盤づくりのため、介護保険制度の市民への啓発、介護給付の適正化及び地域密着型施設等サービス基盤の整備を図り、それを支える介護人材を確保するため、人材育成や生産性向上に資する支援等を実施していく。

オ 障害福祉

障がいのある人の社会参加と自立を促す取組や暮らしやすい環境を整備するためには、地域住民の理解と協力を得ることが必要なことから、やさしいまちづくりに関する地域住民への広報啓発を行うとともに、障害者相談支援事業の充実及び各種障がい福祉サービスの提供を引き続き行う。

カ 地域福祉

包括的な支援体制の整備と地域力の維持と強化を図るため、包括的相談支援事業、多機関協働事業等を継続して実施するとともに、福祉施設について再編整備を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉施設 保育所 その他	保育所等整備交付金事業 放課後児童健全育成事業 児童福祉施設整備等事業 ・児童館 ・子育て支援センター	山鹿市・ 事業者 山鹿市・ 事業者 山鹿市 山鹿市	
	(2)認定こども園	保育所等整備交付金事業	山鹿市・ 事業者	
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センタ ー	老人福祉センター整備等事 業	山鹿市	
	(7)市町村保健セ ンター及び子ども 家庭センター	健康福祉センター整備等事 業	山鹿市	
	(9)その他	福祉施設再編整備事業	山鹿市	

事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別事業 健康づくり	健幸都市推進事業	山鹿市	
		母子保健事業	山鹿市	
		健康増進事業	山鹿市	
		特定健診事業	山鹿市	
		児童福祉		
		私立保育所・認定こども園運 営費	山鹿市	
		子ども医療費助成事業	山鹿市	
		ひとり親家庭等医療費助成 事業	山鹿市	
		新生児等育児用品購入費 助成事業	山鹿市	
		放課後児童健全育成事業 子育て支援センター運営事 業	山鹿市 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

山鹿市民医療センターは、鹿本医療圏唯一の急性期の自治体病院であり、地域の中核となる地域医療支援病院として地域医療機関や行政機関との連携を図り、あわせて、小児医療、救急医療などの不採算部門の診療体制の確保や、将来的な人口減少や少子高齢化を見据えた「がん診療」「高齢者医療」「予防医療」の3つの柱の強化に努めることで、地域医療体制を充実させ、地域完結型医療を推進している。また、病院内外の医療関係者を対象とした公開講演会の定期的な開催、各種団体や行政区を対象とした出前講座や市民向け公開講座を開催などを通じて、地域の医療の質の向上及び保健福祉の増進にも努めている。

こうした取組を支えるには、診療体制と病院運営を支える「人材」と「設備」が必要となるが、「人材」の要である医師と看護師については、依然として慢性的な人材不足が解消されておらず、継続して安定確保に努めていかなければならない。また、「設備」については、病院建物は旧棟(管理棟)が改築から33年、病棟(免震棟)は改築から15年が経過しており、建物、空調、配管等の老朽化により、診療や勤務環境に影響が生じていることから計画的な改修や補修が必要となっている。医療機器についても耐用年数を経過し、老朽化したものも多く、日々高度化する医療環境に対応するためにも計画的な整備・更新が必要となる。

◆山鹿市民医療センターの地域での役割

- ・熊本県がん診療連携拠点病院
- ・第二種感染症指定医療機関
- ・災害拠点病院
- ・救急告示病院
- ・地域医療支援病院
- ・臨床研修指定病院(協力型)
- ・熊本 DMAT 指定病院

(2) その対策

山鹿市民医療センターにおいては、引き続き熊本県策定の保健医療計画及び地域医療構想の下、地域に根ざした中核病院としての役割を果たすべく急性期医療を軸に、より一層の医療の充実に努めながら、今後更に進展する少子高齢化問題を見据えた診療機能や救急医療、感染症医療、災害医療等の確保と充実を図るため、年次計画による老朽化した建物や機器の整備・更新に加え、新たな医療ニーズに応える設備や高度医療機器の導入を行う。

また、医師等の人材不足を解消し、地域医療体制の更なる強化を図るため、医師修学資金貸与制度及び看護師等修学資金貸与制度の継続による医師及び看護師の確保に努めるほか、引き続き鹿本医師会、地域医療機関、県市等との連携・協働による事業を展開する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院 その他	施設整備事業 医療機器整備事業	山鹿市 山鹿市	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	医師修学資金 看護師等修学資金	山鹿市 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市には幼稚園 1 校、幼保連携型認定こども園 1 校、「山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画第 2 次計画」により再編した小学校 8 校、中学校 5 校がある。園児数は 38 人(幼保連携型認定こども園については 2 号・3 号認定分は除外)、小学校児童数は 2,352 人、中学校生徒数は 1,269 人であり(令和 7 年 5 月 1 日現在)、児童生徒数は少子化の影響で減少している。

現在、管内の義務教育施設(幼稚園を含む。)について包括施設管理業務委託を締結し、民間事業者の力を活用しつつ施設の維持・修繕を実施しているが、一部の学校施設の老朽化は深刻であり早急な対策が求められている。このような中、令和 7 年 2 月に策定した「山鹿市学校施設長寿命化計画」に基づき、民間事業者の意見も取り入れつつ、大規模改修を含めた計画的な施設整備を行う必要がある。また、各学校の屋内運動場へ空調を整備するといった、近年の環境変化に対応するための事業も併せて実施していく必要がある。

さらに、山鹿市における学校給食施設の新たな拠点として、山鹿市学校給食共同調理場の整備計画を進めている。衛生的かつ効果的な給食の提供を図るため、老朽化した各学校の調理場・給食センター施設の再編及びそれに伴う最適な人員配置を実現する必要がある。

一方、子どもたちを取り巻く環境は、児童生徒数の減少等に伴って対人関係が希薄化しているほか、経済的理由による学力の低下、さらには戸外活動の減少による体力の低下が懸念されている。また、依然として、いじめや不登校の問題も内在している状況にあるほか、特別な支援を必要とする子どもたちも、その認識の広がりとともに増加している。

このような教育の諸問題を解決するためには、教師が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育環境の整備を進めながら、家庭や地域と一層連携していくことが求められている。

さらに、変化の激しい現代社会において、国の GIGA スクール構想により本市も児童生徒 1 人 1 台の学習用端末を導入した。ICT(情報通信技術)が個に応じた最適な学びの実現(誰一人取り残さない教育)と学習効率の向上に重要な手段として活用されている。このような情報社会で児童生徒が主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けることが重要である。

イ 社会教育

生涯学習における市民各層の多様化・高度化するニーズに対応するための知識及び技術を集積し、地域における「生きがいづくり」や「地域づくり」につながる実践及び支援を行う必要がある。

また、SNS 社会が一般的となった今、青少年に与える様々な影響が懸念されており、地域全体で青少年を守り、育む組織活動の充実が必要となっている。

ウ 社会体育

現在の地域スポーツの状況は、余暇の拡大やライフスタイルの多様化、社会環境の変化から、競技スポーツはもとより、スポーツを通じた健康づくりや生活を楽しむ手段としての役割も求められている。

このことから、市民誰もが生涯にわたり気軽にスポーツを観戦し、参加できる機会を提供できるように、施設の老朽化等への対応や施設機能の向上、安全性確保のための整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

児童生徒の心身の健全な発達に資する教育の場にふさわしい、安全でゆとりと潤いのある豊かな環境を構築するため、少子化に伴う小中学校の規模適正化や老朽化した校舎等の大規模改修を進め、そのための遠距離通学の対策と施設整備を行う。また、通学路の安全確保のための点検作業を行い、関係機関と連携を図りながら、安全対策措置を講じる。

児童生徒の確かな学力の定着を目指して、ユニバーサル教育の視点に基づいた授業の展開や個に応じたきめ細かな指導など、教師の授業力の向上を図るとともに、幼少期からの英語教育やプログラミング教育など、地域独自の特色ある教育活動を推進する。

いじめや不登校の解消に向けた取組や特別支援教育の充実、読書活動の推進とともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校の連携、家庭や地域、関係機関との連携強化を図るなど地域の特性を踏まえた学校の教育活動を支援する。

基礎体力向上のために、教科体育やスポーツ環境の充実を図るとともに、食育の推進と望ましい運動習慣の定着に努める。

情報化社会に対応する ICT の効率的な活用推進のため、情報教育環境の一層の充実を図る。

イ 社会教育

生涯学習においては、市民のニーズに応じた各地区公民館での講座や生涯学習講座等を開設するとともに、受講生自ら運営する自主講座の支援を行う。

また、学習の成果をボランティア活動で地域社会に還元するなど、受講生の生きがいづくりと創造性豊かな社会実現のための体制及び環境づくりを進める。

公民館活動においては、地域コミュニティの拠点としての役割が期待されている。公民館施設の適切な維持管理及び計画的な改修、各種活動の推進により、地域住民の公民館活動への積極的な参加につなげ、地域コミュニティの維持・存続を支援する。

青少年の健全育成においては、今後も山鹿市青少年育成市民会議を中心とした通学路、商業施設、遊興施設などへの巡回活動や声かけ運動を展開するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら、青少年が健やかに成長していくための環境づくりと家庭や地域の教育力向上を推進する。

ウ 社会体育

山鹿市スポーツ推進計画の基本方針である、「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ、「つながる」スポーツに基づく施策を展開するために、市民及び施設利用者等の意見や要望を参考にしながら、スポーツ活動を支える「場」としてスポーツ施設の整備を図り、生涯スポーツ活動の拠点づくりを推進するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や活性化を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	施設管理経費 学校施設環境改善事業	山鹿市 山鹿市	

	屋内運動場	学校施設長寿命化事業 学校屋内運動場環境改善事業	山鹿市 山鹿市	
	水泳プール	学校プール整備事業	山鹿市	
	スクールバス	遠距離対策事業	山鹿市	
	給食施設	給食設備改善事業 学校給食共同調理場整備事業(菊鹿・鹿本給食センター) 学校給食施設再編整備事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市	
	(2)幼稚園	幼稚園運営費	山鹿市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	社会教育施設整備等事業 ・地区公民館 ・自治公民館	山鹿市 地区	
	集会施設	社会教育施設整備等事業 ・地域集会施設 ・山鹿市民交流センター	山鹿市 山鹿市	
	体育施設	社会体育施設整備等事業 ・カルチャースポーツセンター ・各体育館 ・各グラウンド ・武道施設 ・山鹿市民プール	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教育情報化推進事業 幼少期からの英語教育推進事業	山鹿市 山鹿市	

		山鹿版プログラミング学習	山鹿市
		遠距離対策事業	山鹿市
		特別支援教育推進事業	山鹿市
		読書活動推進事業	山鹿市
	生涯学習・スポーツ	公民館講座開催	山鹿市
		生涯学習講座開催	山鹿市
		図書館管理費	山鹿市
	その他	青少年育成巡回活動事業	山鹿市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の進展、社会環境や価値観の変化に伴い、地域における担い手不足や住民同士のつながりの希薄化などによるコミュニティ機能の低下が懸念される。

将来にわたり活力ある地域を持続するため、小学校区や旧町単位の地域協働組織が行う地域が一体となった課題解決や活性化を図る取組を支援するほか、地域おこし協力隊や集落支援員の活用などにより、地域と行政による協働のまちづくりを目指す必要がある。

(2) その対策

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するとともに、自治機能の維持や個性豊かな地域の活性化、住民の自主的な地域コミュニティ活動を支援するため、地域自治振興交付金の交付を行い、地域の特性に応じた地域づくり活動や地域協働組織の強化を図る。また、地域振興事業への支援や地域おこし協力隊、集落支援員の活用により、地域の魅力向上や集落機能の維持・強化を図る。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域自治振興交付金 地域おこし協力隊・集落支援員 地域振興事業(まつり・イベント)	山鹿市 山鹿市 実行委員会	
	その他	立地適正化計画策定業務	山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化振興

山鹿市文化協会や民俗芸能団体は、地域を拠点に文化芸術活動や伝承活動を行っている。しかし、少子高齢化や生活環境の変化等により、いずれの団体も会員数の減少や活動停止など活動が低迷しているという課題がある。

イ 八千代座の保存と活用

八千代座の平成の大修理から 20 年以上が経過し、全体的に修理の必要性が生じているため、保存活用計画に基づいた維持補修を進める必要がある。

計画的な維持補修により文化財建造物を良好な状態に保つことで、今後も八千代座を本市の観光や文化施設の核として活用し、地域活性化の拠点とすることが求められている。

ウ 文化財保護

本市には指定文化財をはじめとして多くの文化財が残されており、これらの文化財について、市の広報紙などによりその存在や価値に関する普及啓発を図っているものの、十分ではないのが現状である。文化財を学習に活用することや周知の埋蔵文化財包蔵

地における開発行為等の適正化を図ること、さらには未指定文化財も含めた保護には、文化財の適切な把握と市民への周知が必要である。

指定文化財については適切に保存し後世に継承していくことを前提に、効果的に活用し、その価値を周知することで保護意識の高まりが期待されることから、ハード面の整備にくわえて、ソフト面の環境整備も進める必要がある。

また、平成 29 年に菊池川流域に残る米作り関連の文化遺産が、日本遺産に認定された。この活用を推進するために、日本遺産に関係する流域の自治体(菊池市、玉名市、和水町)や民間事業者と連携した活動を今後も実施する必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

山鹿市文化芸術推進基本計画に基づき、市民誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、公民館講座等と山鹿市文化協会をはじめとした関係組織の連携・協力を図り、文化芸術活動の継続した進展に努める。

また、市民が文化芸術活動の発表を行うための場所の提供や、八千代座や市民交流センター等の施設を活用した文化芸術に触れる機会の創出など、誰もが文化芸術に参画できる環境整備を推進する。

なお、地域に残る民俗芸能等の保存継承については、活動や担い手の確保・育成のための支援を継続する。このほか、文化歴史講座や次世代を対象とした学びの場を作るための事業等を積極的に行う。

イ 八千代座の保存と活用

八千代座の安定的な維持を図るため策定した保存活用計画に基づき、維持補修を順次進める。

また、八千代座を地域活性化と文化継承の拠点施設とするため、官民連携で取組を推進する。このほか、指定管理者等と協力して見学や公演事業の充実に努める。

ウ 文化財保護

適切な文化財保護を推進するため、市の広報紙やインターネット等による文化財の紹介、歴史講座の開催など多様な手段で市民への周知を図る。開発業者や土木団体等関係者に対しては、文化財保護制度や事務手続に関する解説を本市ホームページに掲載しており、引き続き文化財保護に関する啓発を図る。

ソフト面では、これまでに実施している埋蔵文化財包蔵地に関する調査研究と、その他の文化財に関する情報収集を継続するとともに、歴史講座などを開催する。また、近接する自治体と連携して日本遺産をはじめとした文化財の保存活用を目的とした普及啓発に取り組む。

ハード面では、歴史資料の保存展示施設である市立博物館が老朽化していることから、出土文化財管理センターとの役割分担なども含めて今後の博物館のあり方についての検討を継続する。また、その他の文化施設や指定文化財などについては、防災対策なども含め引き続き適切な維持管理に努めるとともに、説明板の設置や案内標識の整備などの環境整備を進める。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興施 設	文化施設整備等事業 ・八千代座 ・出土文化財センター ・清浦記念館 ・アイラトビカズラ ・博物館	山鹿市	

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	山鹿市文化協会事業 民俗芸能保存継承事業 指定無形文化財保存継承 事業 文化財活用事業	民間団体 民間団体 民間団体 山鹿市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

山鹿市環境基本条例に基づく山鹿市環境基本計画では、社会のニーズに合った新エネルギーの普及促進を目指しており、市・市民・事業者それぞれが再生可能エネルギーの導入に努めることを求めている。本市においては、平成 21 年度から平成 26 年度まで、住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費について補助を行い、6 年間で 957 件、公称最大出力 4,732.7kw/h 分が補助により整備された。自治体によっては現在も補助を行っているケースがあり、新たに家庭用蓄電池への補助も開始されるなど、自治体間で取組の差が生まれている。

(2) その対策

再生可能エネルギー設備等の導入に際しては、国・県等の補助制度や他市町村の情報を収集し、市独自の補助制度の創設について検討する。

また、国が目指す 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、先進自治体の取組を参考とするなど、取り組める事業がないか検討を進める。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

山鹿市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を、適切かつ計画的に実施する。

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分一覧(再掲)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	移住・定住	山鹿市	移住・定住や地域間交流の促進及び人材育成により人口減少の抑制を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
			山鹿市	
地域間交流	民間団体			
人材育成	山鹿市			

2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>地域農林業担い手育成支援事業</p> <p>地域担い手支援事業</p> <p>農業機械免許等取得補助事業</p> <p>農産物生産振興事業</p> <p>耕作放棄地解消対策事業</p> <p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>環境保全型農業直接支払事業</p> <p>畜産振興事業</p> <p>鳥獣被害予防対策事業</p> <p>農産物販売促進・6次産業化支援事業</p> <p>未来のリーダーづくり支援事業</p> <p>作業道・集材路開設補助事業</p> <p>くまもと間伐材利活用推進事業</p> <p>森林整備地域活動支援交付金事業</p> <p>特用林産園地内作業道開設補助</p> <p>山鹿市産材家づくり推進事業補助金</p> <p>特用林産物振興事業</p> <p>箱わな購入補助事業</p> <p>狩猟免許新規取得補助金</p>	<p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>農業者・ 団体</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>農業者・ 団体</p> <p>農業者・ 団体</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市・ 農業者・ 農業団体</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>森林組合</p> <p>森林組合</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>事業者</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p>	<p>農林業、商工業、観光業の振興及び担い手の確保・育成等により地域経済の活性化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。</p>
---------	----------------------------	--	---	--

	<p>商工業・6次産業化</p> <p>企業誘致</p> <p>観光</p> <p>その他</p>	<p>やまが和栗日本一プロジェクト事業</p> <p>小規模事業経営改善普及事業</p> <p>創業・開業チャレンジ応援事業</p> <p>商工業跡継ぎ支援事業</p> <p>にぎわい創出協議会事業</p> <p>商店街にぎわいづくり支援事業</p> <p>中小企業人材育成助成事業</p> <p>和紙工芸振興事業</p> <p>物産振興協会事業</p> <p>灯籠民芸館管理事業</p> <p>ふるさと応援事業</p> <p>工場等設置奨励金</p> <p>雇用奨励金</p> <p>企業連絡協議会補助金</p> <p>企業誘致推進事業</p> <p>コンベンション誘致事業</p> <p>まつりイベント推進事業</p> <p>観光戦略プロモーション事業</p> <p>受入態勢充実事業</p> <p>温泉保養都市推進事業</p> <p>まちなかグランドデザイン策定事業</p>	<p>山鹿市</p> <p>商工団体</p> <p>事業者</p> <p>事業者</p> <p>商工団体</p> <p>商店街</p> <p>事業者</p> <p>事業者</p> <p>商工団体</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>協議会</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>実行委員会</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p> <p>山鹿市</p>	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報化推進事業	山鹿市	情報配信アプリの機能充実等により平常時、緊急時における的確な情報発信を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	地域生活交通運行費(路線バス)	山鹿市	交通空白地域等における高齢者等の移動手段の確保及び安全安心な道路交通環境の整備により、地域住民の利便性向上を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		地域生活交通運行費(あいのりタクシー)	山鹿市	
		あいのりタクシーのICT化事業	山鹿市	
		橋りょう点検業務(市道・農道・林道)	山鹿市	
		トンネル点検業務(市道・農道・林道)	山鹿市	
		市町村営林道事業	山鹿市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 危険施設撤去	自主防災組織育成事業	山鹿市	防災における自助、共助の意識向上や地域防災活動の活性化等により安全安心な市民生活の確保を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		防災水中ポンプ設置事業	山鹿市	
		防災マップ改訂事業	山鹿市	
		防災備蓄整備事業	山鹿市	
		地域防災リーダー育成事業	山鹿市	
		防犯灯 LED 更新事業	山鹿市	
		特定空家等除却促進事業	山鹿市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり 児童福祉	健幸都市推進事業	山鹿市	安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や高齢者の健康増進等により地域住民の福祉の向上を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである
		母子保健事業	山鹿市	
		健康増進事業	山鹿市	
		特定健診事業	山鹿市	
		私立保育所・認定こども園運営費	山鹿市	
		子ども医療費助成事業	山鹿市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	山鹿市	
		新生児等育児用品購入費助成事業	山鹿市	
		放課後児童健全育成事業	山鹿市	

		子育て支援センター運営事業	山鹿市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	医師修学資金 看護師等修学資金	山鹿市 山鹿市	医師及び看護師の人材確保・育成により地域医療体制の強化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	教育情報化推進事業 幼少期からの英語教育推進事業 山鹿版プログラミング学習 遠距離対策事業 特別支援教育推進事業 読書活動推進事業 公民館講座開催 生涯学習講座開催 図書館管理費 青少年育成巡回活動事業	山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市 山鹿市	児童生徒の心身の健全な発達に向けた教育環境の整備や生涯学習の推進等により若者の地元定着を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 その他	地域自治振興交付金 地域おこし協力隊・集落支援員 地域振興事業(まつり・イベント) 立地適正化策定業務	山鹿市 山鹿市 山鹿市	地域住民の自主的なコミュニティー活動の支援により自治機能の維持及び個性豊かな地域の活性化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	山鹿市文化協会事業 民俗芸能保存継承事業	民間団体 民間団体	地域住民による文化芸術活動の促進や地域に残る民俗芸能等の担い手確保等により

		指定無形文化財保存継承 事業 文化財活用事業	民間団体 山鹿市	地域文化の振興と住民同士の交流の促進を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
--	--	------------------------------	-------------	--